日本科学者会議

福岡支部ニュース

2016年10月19日発行　No. 240

●日本科学者会議事務局
〒113-0034　東京都文京区湯島 1-9-15
Tel：（03） 3812-1472

●福岡支部事務局
〒819-0395 福岡市西区元岡744
九州大学・基幹教育院
小早川義尚　気付け
<TEL> 092-802-6014
<E-mail> fukuoka@jsa-fukuoka.sakura.ne.jp
<郵便振替> 福岡 01790-1-5576
<支部HP> http://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/index.html

目次

１．JSA九州沖縄シンポジウムの案内　1
２．「軍学共同」を考える講演会（10/7）の報告　2
３．第21回総合学術研究集会（京都）の報告　3
４．福岡核問題研究会（8月，9月例会）の報告　3
５．北九州分会2016年度第2回例会（9/30）の報告　5
６．福岡環境研例会（9/24）の報告　6
７．「日本の科学者」読書会（9/12）の報告　6
８．行事予定　8
　8-1　福岡核問題研究会
　8-2, 3　「日本の科学者」読書会
　8-3　福岡環境研・講演会

１．JSA九州沖縄シンポジウムの案内

沖縄支部から、下記のようにJSA九州沖縄シンポジウムの案内が来ています。会員の皆さんの参加を呼びかけます。

記

会　場：沖縄大学　３号館１０２教室　（１０２名収容）
　　那覇市のバスセンター（旭橋駅下車）から市内線が頻繁に出ています。
　　また、都心（県庁前駅）からタクシーで600円程度です。
日　時：１２月１０日（土）１３：００～１１日（日）１２：００
テーマ：安保・基地問題、教育・子どもの貧困、地方自治

テーマに関わる講演を募集しています。申し込みのあった講演を見てテーマやプログラムを最終的に決定する予定。各支部からの連絡・講演申し込みをお待ちします。

１２月１０日（土）は、１３時３０分からシンポジウムを二部形式で行う予定。
１１日（日）は、９：００から地区会議と支部・大学の状況の情報交換を行う予定。

２．「軍学共同」を考える講演会（10/7）の報告

2015年度に3億円規模で始まった防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は、今年度には6億円に増額され北海道大学や大阪市立大学など新たに5つの大学が軍事研究に手を染めることになりました。九州地区の各大学に於いてもこの「安全保障技術研究推進制度」への対応をどうするかが問われています。実情は、今年度の応募は見送ると対応した大学、大学としての対応を表明していないところ、事務方が一般的な研究費の公募情報として全学に情報を流してしまった大学など様々です。また、来年度にはこの制度に対する概算要求額が110億円と突出し、すべての大学・研究機関をターゲットにして軍学共同を一気に推進しようという安倍政権の意図が明確になっています。更に、それに呼応するかのように、日本学術会議において大西会長の提案により「安全保障と学術に関する検討委員会」が設置され、その課題として「近年、軍事と学術とが各方面で接近を見せている。その背景には、軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・　知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある。他方で、学術が軍事との関係を深めることで、学術の本質が損なわれかねないとの危惧も広く共有されている。本委員会では、以上のような状況のもとで、安全保障に関わる事項と学術とのあるべき関係を探究する」としています。委員会の具体的な審議事項としては、「①50年及び67年決議以降の条件変化をどうとらえるか、②軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について、③安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響、④安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響⑤研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか」という5項目を掲げ、これまでに4回の審議を重ねています。

こうした状況に於いて、JSA福岡支部としてもこの問題にたいして「防衛省がいう『公開の自由』は本当に守られるのか」、「科学界の『九条』とも言うべき学術会議の非戦声明を守れるのか」、「デュアルユースに対する科学者の責任は」、「大学における経常研究費削減は研究者への『経済徴兵制』が目的か」、「日本国憲法の平和主義との関係をどう考えるべきか」、「私たち科学者は学問の成果をどのように利用してほしいのか」といった問題意識をもって、大学構成員・市民がともに考えて行く必要があると判断しました。その最初の取り組みとして、10月7日(金)18時より、九州大学箱崎キャンパスの文系講義室104において、支部主催で「軍学共同」を考える講演会を開催しました。

会は、講演会を開催した趣旨が支部事務局長の小早川から説明された後、豊島耕一佐賀大学名誉教授の「科学の軍事利用と科学者の抵抗」と題する講演が行われました。講演では、第2次世界大戦前後の科学の軍事利用の動きとそれに抵抗してきた科学者について、「ラッセル・アインシュタイン宣言」や広島で開催されたパグウォッシュ会議における「湯川・朝永宣言」の取り組みを始め、様々な事例が詳しく解説されました。また、戦勝国であるアメリカと敗戦国である日本の戦後における科学者の軍事研究に対する対応の違いについても、また、上記のような現在の日本の科学者・大学の置かれている状況についても多面的な解説・問題提起がなされました。なお、豊島氏の講演内容に関連して、是非「日本の科学者」7月号をご参照ください。講演の後の討論では、九州大学の名誉教授での中山正敏氏(物理学)が、軍学共同について考えるためには現状のそれも数値に基づいた正確な情報とその理解が必要であるとして、世界各国の研究費・国分研究費等のデータを資料として示しながら、各国の差異について意見を述べられました。その中で、日本の現状は、まだアメリカのように大学の研究が大きく軍事研究費に依存・関連しているという状況ではないが、昨今の動きをみるとこれまで日本の大学の研究者がとってきた軍事研究には荷担しないという基本的な姿勢がそのまま維持できるのか、アメリカのような方向へ向かうのかの岐路にあるとの指摘がありました。その他にも、30名ほどの大学人や市民の参加者から様々な意見が出され活発な討議がなされました。最後に9月末に結成された「軍学共同反対連絡会」や「軍学共同反対アピール署名」などの紹介がなされ、JSA福岡支部としても今後、この問題について大学人に限らず広く市民とともに考えて行くことを表明して、講演会は閉会しました。会場には、新聞社、TV局の報道陣も来場しており、講演会の様子は翌日のNHK福岡のニュースとして報道されました。

(文責：小早川)

３．第21回総合学術研究集会（京都）の報告

報告：三好永作

9月2日～4日に京都の龍谷大学において開催された第21回総合学術研究集会に発表のポスター「JSA福岡支部の活動報告」を持参して参加した．2日の開会後の全体集会には参加できなかったが，3日午前・午後および4日午後の分科会に参加した．

3日午前には，A1「平和の構築と科学者の責任」という分科会にでた．この分科会では，はじめに沢田昭二氏が「内部被ばく隠蔽の研究体制を正す科学者の責任」と題して講演する予定であったが，同氏は不参加であったためコーディネータの亀山統一氏が沢田氏のスライドを使って紹介された．原爆被爆者の調査研究において残留放射線の影響を無視して，ICRPやUNSCEARが放射線防護の基準を設定してきた．残留放射線の影響は放射性降下物の体内摂取による内部被ばくであるとした沢田氏の研究（『社会医学研究』29巻p.49 (2011)）は，これまでの放射線被ばく影響の研究体制を被爆実態に則した真に科学的な研究体制にしていく上でその第一歩となるものであろう．分科会の後半は軍学共同との闘いに話題が移り，赤井純治氏が前日の全体集会での報告「異常に急展開する軍学共同とそれとの闘い方」の補足発言を行った．防衛省からの軍事研究を委託された大学だけでなく武器輸出している会社「死の商人」への抗議も合わせてしていくべきであり，また，今進行中の学術会議の議論も監視して行く必要があると発言された．さらに，憲法９条との関連で，どのような未来像を描くかという点で研究者の中だけでなく多くの市民との協力が必要であると強調された．

3日午後には，分科会C1「原発裁判の争点と科学者の寄与」にでた．福島原発事故のあと，原発安全神話だけでなく，専門家信頼神話，原発必要神話，原発低コスト神話などの崩壊とともに原発事故の過酷さの認識が広がっている今の時点で，運転差し止めや再稼働停止などの原発裁判は，原発のない社会を実現するひとつの手段として機能する可能性が開かれているのかもしれない．原発裁判には，それだけでなく，原発事故賠償訴訟があり，これらの裁判では，もし勝ったとしても，それによって事故前のコミュニティーの諸機能が回復するわけではないことを考えれば，事態は深刻である．

4日午前には，分科会A3「『アベ政治』の批判的解明」にでた．この一年余りの「アベ政治」に対抗した安保法制反対をはじめとした諸運動の特徴は，①一人ひとりの自由で自発的な行動であること．②安保法制を廃止するための運動として位置づけられており，そのために国政選挙における野党共闘を追及していること．③立憲主義の回復を方針の中心に据えていることなどであるという．これらはこれまでの市民運動の継承・発展である．キー概念として，「立憲主義」，「個人の尊厳」，「市民」，「市民革命」などの言葉が出てきており，これらは21世紀の新しい政治の起点となるものとして登場しているものと思われる．

４．福岡核問題研究会（8月，9月例会）の報告

核問題研究会はこの間に以下のように8月例会と9月例会を行った．それらの内容を報告する．

8月例会

日　時：2016年8月27日（土）14:00～16:30
内　容：規制委作成の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」の批判的検討
　　報告：岡本氏，北岡氏，三好

9月例会

日　時：2016年9月24日（土）14:00～16:30
内　容：（１）玄海原発３、４号炉のパブリックコメントの為の基準地震動問題調査報告
　　（報告：中西氏）
　　（２）西尾正道氏の九州講演について（報告：佐藤氏）

8月例会において，原子力規制委員会が行政訴訟に対応するため原発の新規制基準に関して内容や根拠となる考え方について解説した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（2016.6.29）を紹介するとともに，これを批判的に検討した．これは，以下の項目について規制委の見解を述べている．第一部を岡本氏が，第二部を北岡氏が，第三部を三好が報告した．

第一部（pp.1-49）
・原子力規制委員会の専門技術的裁量と安全性に対する考え方（1項目）
・設置許可基準規則等の策定経緯（1項目）
・国際原子力機関の安全基準と我が国の規制基準の関係（1項目）
・深層防護の考え方（1項目）
・深層防護の考え方 避難計画（2項目）
・　　共通要因に起因する設備の故障を防止する考え方（4項目）
第二部（pp.50-85）
・　　重大事故等対処施設（8項目）
第三部（pp.86-111）
・電源確保対策（3項目）
・　　使用済燃料の貯蔵施設（4項目）

まず，規制委の専門技術的能力の自己評価は主観的であって具体的内容の呈示はなく，「『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできない」として，一般の技術システムとは異なる原発システムの異質性（①莫大な放射能を内蔵するという巨大な潜在的危険性，②過酷事故が起きたら時間的、空間的に限定することが不可能であることなど）をまったく無視している．また，「IAEA安全基準が既存の施設に適用されるか否かも個々の加盟国の決定事項であるとされている」として，日本の既存の原発にはIAEAの安全基準を適用しないと弁解している．深層防護の第４の防護レベル（過酷事故の影響緩和など）に関して，「早期の放射性物質の放出又は大量の放射性物質の放出を引き起こす事故シーケンスの発生の可能性を十分に低くすることによって実質的に排除できることを要求するものである」としている．この文章は明確には表現していないが，「実質的に排除できる」ものは第４の防護レベルであろう．第１から第３の防護レベルをしっかりすることで，第４の防護レベルを十分にしないでもよいということを意味している．このことは，我が国の原子力規制法の第１条（目的）に事故発生防止は記されているが，重大事故（過酷事故）時の影響緩和が明記されていないことと符合する．

重大事故対処設備の要求事項として，炉心の損傷に際して，格納容器の急激な温度・圧力の上昇や溶融炉心・コンクリート反応（MCCI），水素爆発等については記述されているが，水蒸気爆発や一酸化炭素（CO）爆発につては（これらの危険性については，今の段階では未解明であり，特別な配慮が必要であるにもかかわらず），軽視ないし無視されている．また，「想定する事故シーケンスグループの重畳を検討する必要はあるか」との自らの問いに対して，「重畳する様な事故の発生頻度は低いと考えられ，仮に重畳したとしても，それぞれの防止対策を柔軟に活用することができる」と極めて単純で楽観的な見通しである．

外部電源系を，異常発生防止系（PS）として安全重要度の最も低いPS-3クラスに分類し，さらに耐震設計上の重要度おいても最も低いCクラスに分類しているのを，「事故発生時は，外部電源系による電力供給は期待すべきではない」ので合理的であると居直っているが，外部電源の喪失が福島原発事故の一要因であったことを考えれば，疑問が残る「考え方」ではないか．また，使用済燃料の貯蔵施設に関して，「使用済燃料が冠水さえしていれば，（中略）その崩壊熱は十分除去される」，そして「放射性物質が放出されるような事態は考えられない」ので，貯蔵施設の閉じ込め機能を要求しなくてよいとしている．これについても，福島原発事故で最も恐れられたのが燃料プールからの放射性物質の放出であったことを考えれば，あまりにも楽観的な「考え方」といえる．より安全な空冷式の「乾式貯蔵」についての記述はまったくないのも問題である．

結論的にいえば，新規制基準は3.11以前の基準に比較すれば原発の潜在的危険性を直視している面もあるが，過酷事故や破壊行為による影響を緩和できず，大量の放射能を環境中に放出する危険性を容認する甘い基準と言えるのではないか.

9月例会において，はじめに中西氏より「玄海原発3, 4号炉のパブリックコメントの為の基準地振動問題調査報告」と題して，報告いただいた．氏の問題意識は，2014年9月まで規制委の委員長代理をしていた島崎邦彦氏（地震学）が「原発が大地震に見舞われた場合の実際の揺れは現在の基準地震動（想定される最大の揺れ）を上回る可能性が高い」と明らかにしたのに対して，規制委の田中俊一委員長などの対応に納得できない点であったという．この問題を調べていくうちに２つの大切なことに気付いたという．一つは，地震学と地質学の違いであった．地震学は，地震の発生機構とそれに伴う諸現象を解明する学問であり，地面より下の地層・岩石を研究する地質学とは異なる．原発の基準地震動に深く関わるのはもちろん地震学である．島崎氏の専門は，地震学であるが，島崎氏と入れ替わって規制委委員となった石渡明氏の専門は地質学である．現在，規制委には地震学についての専門家がいないという状況であるという.

もう一つは，玄海原発は敷地周辺に活断層が少ないので大地震には比較的安全であると思われてきたが，日本では地表に活断層が現れていない大地震が頻発しており，玄海原発は決して大地震に安全であるといえる訳ではないということである．その意味で専門家は，「震源を特定せずに策定する地震動」の策定を重視するようになってきているという．「震源を特定せずに策定する地震動」は，震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し，これらを基に策定するという．そして，2008年の岩手・宮城内陸地震（マグニチュード6.9）や2000年の鳥取県西部地震（マグニチュード6.6）などの16の地震だけが対象になっているようである（なぜ16地震だけを対象にするのかも疑問である）.

「原発なくそう！九州玄海訴訟」においても玄海原発3, 4号炉の基準地震動の問題が，九州電力の方から持ち出され，この訴訟の重要な争点になってきている．この問題についての正確な理解がますます重要になってきている．次の10月例会でもこの問題について解説いただくことになっている.

次に，佐藤氏により西尾正道氏（医師，北海道）による「内部被ばく・低線量被ばく・放射線治療について」の講演会についての報告があった．講演会は，福岡市（7月22日），北九州市（7月23日）および鹿児島市（7月24日）で行われ，それぞれ，50名，150名，150名の参加があったという.

（報告者：三好永作）

５．北九州分会2016年度第2回例会（9/30）の報告

日時：9月30日（金）18：00 - 20：00
会場：西小倉市民センター
話題提供者：藤澤正明氏
話題：ヨーロッパ旅行報告――文化、歴史、EUの課題等について――

藤澤氏は、退職後の自由な時間を利用して2013年と15年に回ったヨーロッパ各地の文化的状況についての印象を、旅先で撮った多くの写真とともに、参加者に伝えた。

旅行期間は、2013年が8月から9月にかけて1か月（ドイツ、ベルギー、フランス、スイス、オーストリア、イタリア、ポーランド）、2015年が7月から8月にかけて1か月半（ドイツ、デンマーク、スウェーデン、ポーランド、オーストリア、イタリア、スイス、フランス）で、各地で詩人ハイネ関係施設、文学作家関係施設などを訪問できた。またユーレイルグローバルパスを利用した高速列車等の旅を楽しんだ。

ヨーロッパ旅行の効用としては、（１）日常性からの脱出（異なる体験と新たな視点の形京成、気分転換）、（２）眠れる能力の覚醒（危機管理能力、多言語能力等）、（３）教養の深化（知る喜び、部分的知識の拡充、生活満足度の向上）もある。

旅行から確認できるヨーロッパの姿は、（１）多様性（民族、宗教、言語、文化）と共通性の織りなす複合世界、（２）文化・芸術・歴史の宝庫、多言語世界の魅力（異なるものとの接触による何かを生み出す活力と可能性）。ドイツでは、ナチス遺産、戦争遺産を各地で保存し反省の意思を示している（日本との相違）。

藤澤氏は、今回の旅行で、ヨーロッパが持つ観光旅行面での魅力を楽しむにとどまらず、広くヨーロッパの文化・芸術・歴史等に関する一般教養的知識を拡充したり、より良い未来を模索するEUの現状についての認識を深めたりすることができたこと、また長年の研究対象である19世紀ドイツの詩人ハイネゆかりの場所を訪ねることによって専門的見地からの充足感を得ることもできたと語った。（参加者6名）

（報告者：秋貞英雄）

６．福岡環境研例会（9/24）の報告

民主主義を救う経済政策はこれだ---金融緩和マネーを福祉・医療に使って雇用拡大---
於ける2016年９月24日午後・サンライフ久留米大会議室

くるめ革新懇主催の講演会に福岡環境研も共催させてもらいました。立命館大の松尾氏は、国内外および過去現在の経済・政治を示す統計や数値を基にして、社会、特に実際の経済分析を進め、そこから導き出される多くの経験と教訓から経済政策の提言を行っている。講演では、７月の参議院選挙における人々の投票行動の分析結果について分析した。

多くの市民の投票基準は、これまでの過去の国政選挙と同じく「景気、介護福祉」という、身近な要望であることを数値で示した。その中で、今回の選挙の特徴であった１８歳の選挙権行使の初めての国政選挙の投票先が注目された。結果は、十代の政党支持先は、保守政党であり、低賃金、不安定雇用であっても、あの就職氷河期には戻りたくないということが、大きく保守を選ぶことに影響していると言う。

安倍政権は、財政再建路線に縛られていることから、思い切ったことはできないでいる。また、安倍の最終目標は単なる米国追従ではなく、その先に旧憲法体制回帰であり、注意する必要がある。

松尾氏の持論は、大企業・富裕層への大幅な増税はもちろんだが、まだ国債という借金ができる（借り換えすれば良いと言う）今こそ、大胆な財政出動して、ハコ物（無駄な公共事業）ではなく、教育・福祉・子育て支援という未来への投資進めるチャンスであると言っている。ただしここで、2020年のオリンピックに過剰投資することは、我々が目指す「教育・福祉・子育て支援」の原資を失う最悪の結果を生むものとして危惧している。

最後に、ヒトラーの最悪の教訓として、当時世界一民主的なワイマール憲法下にありながら、世界恐慌の大不況に対する有効な経済政策が出せなかった期に乗じて、ヒトラー率いるナチス政権は、大規模な公共事業によって、失業率40％から劇的に完全雇用を実現して熱狂的に国民の支持を盤石にした。ワイマール憲法の致命的な欠陥となる緊急事態条項を使い「合法的」に独裁政権を打ち立てた。この歴史に我々が学んで対策すべき時期にある。

「歴史は繰り返すのか、それとも良識が勝利するか、まさに歴史的岐路にある」
（浦川豊彦氏作成くるめ革新懇ホームページより転載、河内俊英）

７．『日本の科学者』読書会（9/12）の報告

◆９月号読書会　＜特集＞「どうなる？ リニア中央新幹線――その必要性，採算性，安全性を科学の目で見る」

以下は9月12日（月）の読書会において報告されたレジュメをもとに『日本の科学者』読書会の様子を編集したものである．本特集では，節番号の誤記（橋山論文）や数式の間違い（林論文），すでに行った異議申し立ての年月日が2016年12月16日であったり（岡本論文）など初歩的な校正ミスがあった．

橋山禮治郎著：リニア計画の意義，リスク，残された選択

英国の哲学者T.ホッブスは「実践なき理念は空虚であり，理念なき実践は危険である」と言っているが，日本の多くの公共事業や民間投資にはこの至言に当てはまる例が多いと著者はいう．JR東海のリニア計画も典型的な後者の例であるという．当初，JR東海は①輸送能力増強のためにバイパス建設が必要，②移動時間短縮のためにリニア導入が必要と主張していたが，①現在の東海道新幹線の座席利用率60%強でしかなく，②時速500kmに対する国民の要望実態もないことから，これらは偽証的主張である．最近は，これらの主張を引っ込め「世界唯一の超伝導磁気浮上方式リニアの実現」を錦の御旗にしているが，これでは，リニア計画の目的が「リニアの実現」という堂々巡りである．著者の試算では，2027年の東京—名古屋開業初年度から大幅な赤字操業が確実であるという．2013年には，当時の山田社長も「リニアは絶対ペイしない」と公言している．相互乗り入れができないリニア高速鉄道導入は全国新幹線網を阻害し，国際競争力強化を狙う戦略としても的外れであるという．リニア計画の中断と見直しが必要である．　（報告：E.M.）

佐藤博明著：南アルプスの自然とリニア新幹線

2014年6月に国内6番目のユネスコエコパークに登録された南アルプスは，静岡・山梨・長野の３県にまたがり，3000m級の高峰が連なる重量感あるれる山岳地帯である．氷河期の遺存植物・キタダケソウをはじめ1980種もの植物相と，世界の南限といわれるハイマツ群落やライチョウなどの希少種が分布し，多様な生態系が広がっている．2027年開業をめざすリニア新幹線の東京・名古屋間285kmの87%（246km）がトンネルであり，うち南アルプス区間は25kmである．南アルプスの東側には糸魚川・静岡構造線，西側には中央構造線の大規模断層が走り，周辺には脆弱な破砕帯活断層が複雑に入り組み，今も隆起を続けている．トンネル掘削中あるいは開通・供用後に巨大地震が発生した場合のリスクに対する有効な対策は見いだせていない．その他にも，トンネル工事に伴う掘削残土の処理や，地下水など水環境撹乱への懸念も深刻である．数千万年を経て創り出された南アルプスの地球史的価値を，経済優先主義や目先の利便性と引き換えに失い，取り返しのつかない自然破壊を将来世代に付け回しすることの説得可能な論拠は見当たらない．南アルプスの世界遺産級の自然にリニア新幹線は似合わないという．（報告：T.Y.）

林　弘文 著：リニア新幹線の湧水問題—導水路トンネルで大井川減水の回復は可能か

リニア新幹線のトンネルを南アルプスの地下に掘ると大量の土砂が発生し，地下水がトンネル内に湧き出し，大井川の支流で枯れる沢がでる恐れがある．本論文では，トンネル内に湧き出る地下水量を地下水工学を使って予測している．さまざまな近似や仮定のもとで深さ600m，長さ10kmのトンネル（口径13　m）では，毎秒約2トンの湧水が予測される．この予測は定常状態での湧水量であり，掘削時の湧水量ではない．しかし，大井川から毎秒2トンの水が失われるとの大井川下流域住民の心配は必ずしも根拠がない訳ではない．JR東海は山梨県側に流れる湧水を汲み上げて導水路トンネルで大井川に戻す計画というが，湧水のうちどれだけが回収されるのか明らかでない．少なくとも，湧水を大井川に戻す地点（樺島）の上流では枯れ沢が新たに生じる．ただ，本論文で1式から湧水量を表す14式までの式の導出は一般の読者にはほとんど無意味であり，いきなり14式から始めてしてよいのではないか．5式と9式に誤りがある（5式の右辺第2項にはQが乗ぜられるべきで，また，9式の左辺第1項はx^2である）．　（報告：F.Y.）

岡本浩明著：「ストップ・リニア！訴訟」（国交省の許可処分取消訴訟）の経過と見通し

2014年8月26日，JR東海は，「環境影響評価書」に基づく「中央新幹線の工事実施計画」を国交大臣に申請し，同年10月17日に国交大臣はそれを認可した．2015年12月6日，沿線住民等は，本件認可処分について国交大臣に5048件もの異議申し立てを行った．その後，2016年5月26日，リニア中央新幹線計画に反対する沿線住民を中心とした市民たちが，東京地裁に国交省の事業認可の取消を求める「ストップ・リニア！訴訟」と名付けた訴訟を提起した．原告数は738名で，弁護団は18名の弁護士からなる．訴訟の趣旨は，国がJR東海の認可申請に対してないした，中央新幹線工事実施計画（品川・名古屋間）の認可を取り消すことであり，これが取り消されるとJR東海は工事を行えずリニア新幹線計画を止めることができる．本訴訟の主張は，許可処分が全国新幹線鉄道整備法（全幹法）と鉄道事業法（鉄道法）に違反し，環境影響評価法に違反しているということである．全幹法1条には「新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り，（中略）地域の振興に資する」とあり，既存の新幹線と相互乗り入れのできないリニア新幹線はこの趣旨に違反している．また，JR東海のずさんな環境影響評価により，①地下水脈の破壊，②発生土問題，③自然環境の破壊，④電磁波問題など多くの問題がある．これらの中央新幹線の問題点は，世間にはまだあまり知られていない．広く世に知らしめ，世論を喚起することが重要と著者はいう．　（報告：Y.M.）

（報告者：三好永作）

８．行事予定

8-1　福岡核問題研究会

日　時：2016年10月22日（土）14:00～16:30
場　所：九州大学筑紫キャンパス総合研究棟C-CUBE５階511
内　容：「島崎氏（元原子力規制委員会委員長代理）による基準地震動の過小評価指摘問題」
話題提供：中西正之氏
この問題が引き金となって，原発の基準地震動問題を詳しく調べてみると，マスコミやインターネットで伝えられていることと，直接起きたことについての議事録の内容などにはかなりな落差がある事がよく分かってきた．それらについて報告する．

8-2　『日本の科学者』１１月号 読書会

日　時：2016年11月14日（月）14:00～17:00
場　所：ふくふくプラザ604室（福岡市中央区荒戸3-3-39）
内　容：『日本の科学者』１１月号＜特集＞現代中東の社会状況と日本

8-3　『日本の科学者』１２月号 読書会

日　時：2016年12月12日（月）14:00～17:00
場　所：ふくふくプラザ604室（福岡市中央区荒戸3-3-39）
内　容：『日本の科学者』１２月号＜特集＞課題山積みの東京オリンピック・パラリンピック
―開催を歓迎されるために

8-4　福岡環境研・講演会

日　時：2016年11月5日（土）（13時半受付開始）14時から17時まで
場　所：久留米市中央図書館3階視聴覚ホール　※申込不要、参加費不要
内　容：「なぜ破堤は繰り返されるのか？これからの治水を考える」
講　師：宮本博司さん（元国交省近畿地方整備局淀川河川事務所長）
主　催：筑後川水問題研究会・福岡環境研共催